



教保第31号
教文第64号
令和2年4月8日

県立学校長様

保健体育課長
文化行政課長

部活動における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）
（令和2年4月8日時点）

令和2年4月7日（火）に、政府から改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。当県は、その対象地域には該当していませんが、昨今における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえると、今後、これまで以上に、生徒への感染リスクを低くする対応が必要であると考えています。

については、学校における教育活動において、平日は授業の実施を最優先し、放課後は速やかに生徒を帰宅させる観点から、また、週休日等はできる限り外出を避ける観点から、本日より令和2年5月6日（水・祝）までの部活動を中止願います。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項が提供される場合があることを申し添えます。

担当	保健体育課学校体育指導係
	副参事 志田 哲也
電話	025-280-5624